

として、過去に取得した平均的な純賃金の60%に相当する金額とされている。その給付の支給期間は6ヵ月である。また、その給付は半分に減額して、さらに6ヵ月支給される。

その手当は失業の1週間後に受給が認められる。手当は新しい雇用の契約まで、あるいは本人が職業安定機関による雇用の提供を、妥当な理由もなく拒否した日まで支払われる。もし給付の受給資格を有する者が、地方の政府機関が組織したある季節的もしくは一時的な雇用についての場合にも、かれの受給権はなんら影響をうけない。

4 給付の受給期間中に、有資格者は疾病保険の補保険者となり、疾病の場合には、本人は手当を支給されない6週間に対して、疾病給付を受給する資格を与えられる。その期間以後では、もし疾病が続いている場合には、本人は疾病給付を受給する資格を認められないが、疾病給付の支給率まで引上げられた手当の受給を継続することになる。

5 原則として、手当の受給資格をもっている人びとは、年金制度による本人の権利も保有している。つまり、特殊な状況では、第1および第2カテゴリーの労働によって取得した本人の権利を保有する。また、かれは本人が退職を余儀なくされた雇用で取得した平均賃金から算定される年金の受給資格をも取得する。前述した手当が支給される求職期間は、年金の受給資格取得と年金の算定では、雇用期間中とみなされている。

Zabezpečení pracovníku v souvislosti s prováděním racionalizačních a organizačních opatření, *Narodní pojištění*, No. 10, 1970, pp 19—25; No. 62, '71.

(以上6編の「ISSA 海外論文要約より」は、ISSA の Advisory Committee—1967年10月—による了解にもとづき、*Social Security Abstracts* より採用した)

(平石長久 社会保障研究所)

社会保障こぼれ話

国際社会保障制度の改正

EC加盟国では、労働力の流動化を促進するために、移住労働者に対する社会保障の相互協力活動が実施されている。この活動は1959年1月より効力を発生したローマ条約にもとづくもので、活動は次第に活発になってきた。しかし、社会経済の変化にともない、協力活動を規定した内容に修正を加える必要が生じてきた。そこで、1971年6月にある規則が採用され、協力活動は改正された。

EC加盟国による国際社会保障制度の主要な改正は、適用の拡大、地域の拡大、年金算出の改善、管理の簡素化、労働者・使用者・政府（政労使）の各代表によるある諮問委員会の創設などを含んでいた。たとえば、適用の拡大は自営業を含めるようになり、地域の拡大は失業者が他の加盟国で求職する場合に、失業した国の制度により失業給付が支給される。また、年金受給者の疾病に対する現物給付は、本人が居住した各加盟国の法律で定められた現物給付をすべて受給できることになった。年金算出の改善は、受給者に有利な年金を支給することになった。

ILO International Labour Review. Vol.

106, No. 1, July 1972, pp, 95—98

(平石長久 社会保障研究所)